

第8次大阪府医療計画（在宅医療）（案）について

<前回部会（8月10日）からの主な変更点>

1. 医療と介護の協議の場について
2. 医療と介護の協議の場の結果等を踏まえた医療計画の修正点
 - ①各指標及び目標値
 - ②連携の拠点
 - ③積極的医療機関
3. 第8次大阪府医療計画（在宅医療）策定に向けた全体スケジュール

1. 医療と介護の協議の場について

<協議の概要>

目的: 第8次大阪府医療計画における在宅医療の整備目標と、第9期市町村介護保険事業計画及び大阪府高齢者計画2024(以下、「介護保険事業計画」という。)における介護サービスの種類ごとの見込量の整合性を確保する。

内容: 2025年(R7年)における慢性期機能からの転換分を含めた在宅医療等の追加的需要※(以下、「追加的需要」という。)について、在宅医療(訪問診療)・介護サービス(施設サービス)のいずれで対応するか調整・協議を行う。

<医療と介護の協議の場の結果概要>

- ・地域医療構想で推計した在宅医療の需要は、高齢化の進展に伴う自然増加分と病床機能分化等により在宅医療等に移行する患者(追加的需要)の合計数としている。
- ・令和5年11月に各圏域において医療計画と介護保険事業(支援)計画における協議の場を開催し、今後の需要を調整追加的需要の府合計は2024年の14,032人から年々増加し、2029年には18,369人と推計される。
- ・その内、2029年の介護サービス見込量は3,371人(18.4%)、訪問診療の需要見込量は14,998人(81.6%)である。



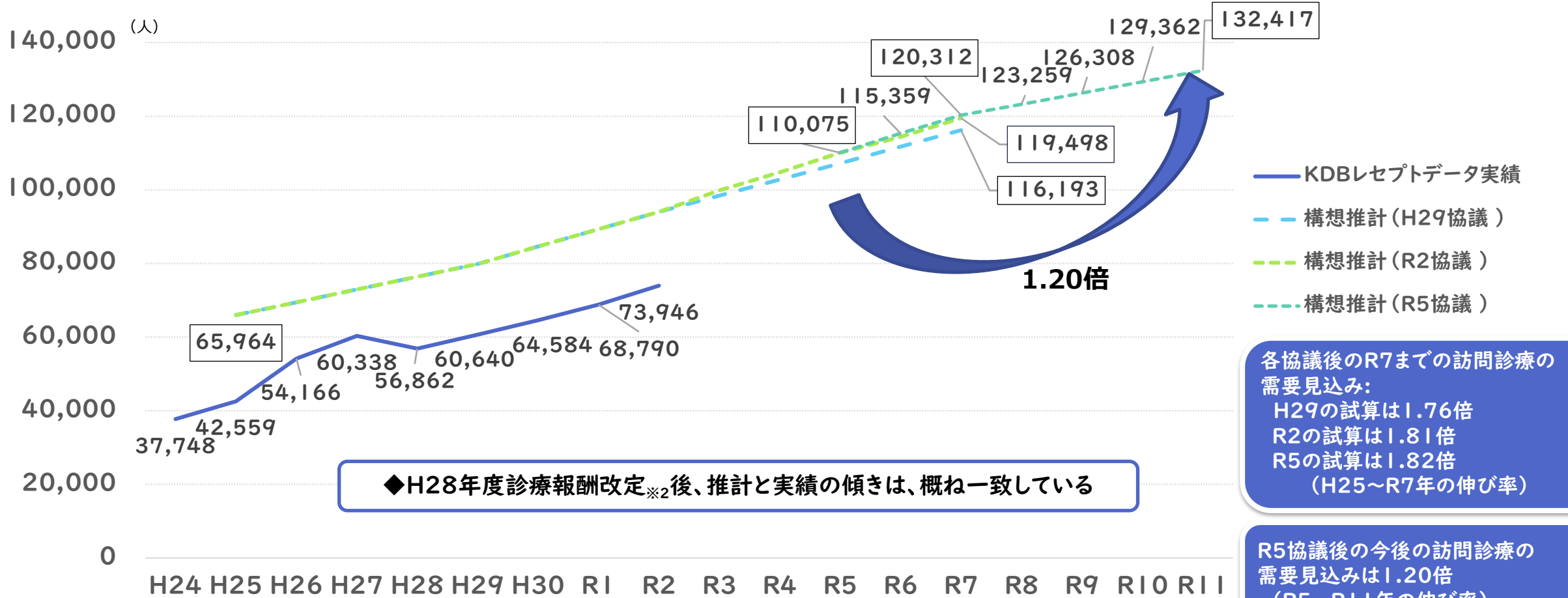
2029年の高齢化の進展による需要(自然増)117,419人 + 追加的需要のうち、訪問診療の需要14,998人
= 訪問診療の需要132,417人

	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)
高齢化の進展による需要(自然増)	104,182	107,656	110,097	112,538	114,978	117,419	119,860
追加的需要の内、訪問診療の需要見込量(R5試算)	11,177	12,656	13,162	13,770	14,384	14,998	-
在宅医療需要(自然増+訪問診療の需要見込量)	115,359	120,312	123,259	126,308	129,362	132,417	-

※追加的需要に係る国の考え方
国の地域医療構想ガイドラインに基づく推計によると、高齢化の進展を織り込むと、2025年(R7年)には約150万床の病床が必要となるが、病床機能分化等により約120万床に抑制し、その差、約30万人は在宅医療等に転換。⇒在宅医療等の追加的需要
全国約30万人の追加的需要を、KDBデータを用いて市町村ごとに割振りした結果、大阪府では約1.6万人を在宅医療(訪問診療)又は介護施設のいずれかで対応することとしたもの。

大阪府の在宅医療の推移

訪問診療（在宅医療）の需要推計について※₁（大阪府）



※₁ 訪問診療（在宅医療）の需要推計について

- ・構想推計：地域医療構想策定支援ツールのレセプトデータ（厚生労働省提供）を基に「在宅患者訪問診療料」が届出された患者数から推計。
推計値については、介護保険事業計画との整合性を図るため、「医療・介護の体制整備に係る協議の場」で協議することになっている。（H29年・R2年・R5年に開催）
- ・KDBレセプトデータ実績：国保データベースのレセプトデータ（厚生労働省提供）から「在宅患者訪問診療料」を算定された月平均患者数を使用。
被用者保険及び医療扶助を含まない。

※₂ H28年度診療報酬改定：患者の重症度、訪問回数（同一建物の同一日訪問であるか）に応じて細分化等。

2. 医療と介護の協議の場の結果等を踏まえた医療計画の修正点

①各指標及び目標値

医療計画 (第6章在宅医療 目標値一覧)【抜粋】

分類 B:目標 C:目的	指標	計画策定時		目標値		目標値の算定方法
		値	出典	2026年度 (中間年)	2029年度 (最終年)	
B	訪問診療を実施している 病院・診療所数	2,261か所 (令和2年)	厚生労働省 「医療施設調査」	2,450か所	2,630か所	2029年の訪問診療件数の目標値を、一月あたりの医療機関の訪問診療回数(2020年実績)で除した値を算出。その上で、医療機関あたりの訪問回数の変動率(2014-2020年の6年間の変動率)により除した値。 なお、実態調査においても、現状の訪問診療件数より1.5倍程度のさらなる提供が可能との結果である。
B	在宅歯科医療サービスを実施している 歯科診療所数	1,848か所 (令和2年)	厚生労働省 「医療施設調査」	2,090か所	2,330か所	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2020年実績に乗じた値。その上で、歯科診療所あたりの算定件数の変動率(2014-2020年の6年間の変動率)を除した値。
B	在宅患者調剤加算の 届出薬局数 ^{※1}	2,289か所 (令和5年4月)	近畿厚生局 「施設基準届出」	2,500か所	2,720か所	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2023年実績に乗じた値。その上で薬局あたりの算定件数の変動率(2017-2020年の年率により算出した6年間の変動率)を除した値。
B	人口規模に応じた在宅療養 後方支援病院 又は 在宅療養支援病院整備数 が国平均以上である圏域数	7圏域 (令和5年4月)	近畿厚生局 「施設基準届出」	7圏域	8圏域	在宅療養後方支援病院の人口10万対の整備数の国平均は、 <u>0.46</u> (令和5年) (豊能0.66、三島0.79、北河内0.27、中河内0.37、南河内0.51、堺市0.73、泉州0.69、大阪市0.73) 在宅療養支援病院の人口10万対の整備数の国平均は、 <u>1.29</u> (令和5年) (豊能1.04、三島0.66、北河内1.95、中河内1.10、南河内2.40、堺市1.59、泉州2.30、大阪市1.41)
B	往診を実施している 病院・診療所数	3,391か所 (令和3年度)	厚生労働省 「データブック」	3,750か所	4,100所	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、2021年実績(163,412)に該当年の倍数(1.33倍:基準を2029年度として、目標値計算倍率を算出)を乗じた値により2029年の往診の対象者を算出(217,338人)し、医療機関あたりの往診件数(2021年実績:48.19)で除した値を算出。 その上で、往診件数の変動率(1.10倍:2017-2021年の年率により算出した6年間の変動率)により除した値。(4,100か所)

※1 令和6年度から当該加算は廃止され、「在宅薬学総合体制加算」が新設されます。中間年・最終年においては、新設された加算の届出実績により評価する予定です。

2. 医療と介護の協議の場の結果等を踏まえた医療計画の修正点

①各指標及び目標値

医療計画
(第6章在宅医療
目標値一覧)【抜粋】

分類 B:目標 C:目的	指標	計画策定時		目標値		目標値の算定方法
		値	出典	2026年度 (中間年)	2029年度 (最終年)	
B	在宅看取りを実施している 病院・診療所数	470か所 (令和2年)	厚生労働省 「医療施設調査」	570か所	660か所	2029年の在宅看取り件数(年間)を、医療機関あたりの看取り患者数で除した値。
B	入退院支援加算を算定 している病院・診療所数	280か所 (令和5年4月)	近畿厚生局 「施設基準届出」	290か所	300か所	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2023年実績に乘じた値。その上で医療機関あたりの算定件数の変動率(2018-2023年の年率により算出した6年間の変動率)を除した値。
B	人生会議(ACP)に関する 認知度	11.1% (令和5年)	大阪府 「人生会議の認知度調査」	16.0%	20.0%	現状の約2倍の20%(18歳以上の大阪府民の5人に1人)を目標とする。
B	介護支援連携指導料を 算定している病院・診療所数	271か所 (令和3年度)	厚生労働省 「データブック」	320か所	360か所	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2021年実績に乘じた値。
C	訪問診療件数	144,448件 (令和2年9月)	厚生労働省 「医療施設調査」	179,640件	214,840件	2029年の在宅医療の対象数に、患者1人あたり1か月あたりの訪問診療回数に乘じて値を算出。その上で、第7次医療計画における2020年の目標に対する実績の変動率に乘じた値。
C	在宅看取り件数 ^{※2}	12,492件 (令和2年)	厚生労働省 「医療施設調査」	15,050件	17,610件	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2020年実績に乘じた値。
C	訪問看護師によるターミナルケア を受けた患者数 ^{※3}	9,489人 (令和3年度)	厚生労働省 「データブック」	11,050人	12,620人	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2021年実績に乘じた値。
C	介護支援連携指導料 算定件数	26,112件 (令和3年度)	厚生労働省 「データブック」	30,420件	34,730件	2029年までの在宅医療の需要の伸び率と同じ比率から、基準を2029年度とした倍率を算出し、2021年実績に乘じた値。

※2 令和2年医療施設調査の9月(1か月)データのため12を乗じて年間数と仮定します。

※3 NDB及び介護DBは令和3年度の数、訪問看護レセプトの値は令和4年6月(1か月)のデータのため12を乗じて年間数と仮定し、合計数とします。

2. 医療と介護の協議の場の結果等を踏まえた医療計画の修正点

②連携の拠点

図表6-2-4 府内の連携の拠点(令和6年4月1日現在)

医療計画(第6章在宅医療)【抜粋】

二次医療圏	対象地域	法人・団体名称		二次医療圏	対象地域	法人・団体名称		
豊能※ 3拠点	豊中市	1	豊中市 ^{注1}	豊中市医師会 ^{注1}	泉州 6拠点	岸和田市	26	岸和田市医師会
	吹田市	2	吹田市	泉大津市 忠岡町		27	泉大津市医師会 ^{注4}	府中病院 ^{注4~6}
	箕面市	3	箕面市医師会	和泉市		28	和泉市医師会 ^{注5}	新仁会病院 ^{注4~6}
三島 4拠点	高槻市	4	高槻市	高石市		29	高石市医師会 ^{注6}	
	茨木市	5	茨木市	貝塚市		30	貝塚市医師会 ^{注7}	貝塚市 ^{注7}
	摂津市	6	摂津市	泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町		31	泉佐野泉南医師会 ^{注8}	泉佐野市 ^{注8}
	島本町	7	島本町					泉南市 ^{注8}
北河内 6拠点	守口市	8	守口市					阪南市 ^{注8}
	枚方市	9	枚方市医師会					熊取町 ^{注8}
	寝屋川市	10	寝屋川市医師会					田尻町 ^{注8}
	大東市 四條畷市	11	大東・四條畷医師会		岬町 ^{注8}			
	門真市	12	門真市 ^{注2}	門真市医師会 ^{注2}				
	交野市	13	交野市医師会	都島区	32	都島区・相談支援室 ^{注9}	大阪市 ^{注9} 24拠点	
中河内 5拠点	柏原市	14	柏原市医師会 ^{注3}	福島区	33	福島区・相談支援室 ^{注9}		
	八尾市	15	八尾市医師会	此花区	34	此花区・相談支援室 ^{注9}		
	東大阪市東部	16	枚岡医師会	西区	35	西区・相談支援室 ^{注9}		
東大阪中部	17	河内医師会	港区	36	港区・相談支援室 ^{注9}			
東大阪西部	18	布施医師会	大正区	37	大正区・相談支援室 ^{注9}			
南河内 6拠点	河内長野市	19	河内長野市医師会地域連携室	天王寺区	38	天王寺区・相談支援室 ^{注9}		
	富田林市 太子町 河南町 千早赤阪村	20	富田林医師会	浪速区	39	浪速区・相談支援室 ^{注9}		
	松原市	21	松原市医師会医療介護連携支援センター	西淀川区	40	西淀川区・相談支援室 ^{注9}		
	羽曳野市	22	羽曳野市医師会	東淀川区	41	東淀川区・相談支援室 ^{注9}		
	藤井寺市	23	藤井寺市医師会	東成区	42	東成区・相談支援室 ^{注9}		
	大阪狭山市	24	大阪狭山市医師会	生野区	43	生野区・相談支援室 ^{注9}		
	堺市 1拠点	堺市	25	堺市医師会	旭区	44		旭区・相談支援室 ^{注9}
					城東区	45		城東区・相談支援室 ^{注9}
				阿倍野区	46	阿倍野区・相談支援室 ^{注9}		
				住吉区	47	住吉区・相談支援室 ^{注9}		
				東住吉区	48	東住吉区・相談支援室 ^{注9}		
				西成区	49	西成区・相談支援室 ^{注9}		
				淀川区	50	淀川区・相談支援室 ^{注9}		
				鶴見区	51	鶴見区・相談支援室 ^{注9}		
				住之江区	52	住之江区・相談支援室 ^{注9}		
				平野区	53	平野区・相談支援室 ^{注9}		
			北区	54	北区・相談支援室 ^{注9}			
			中央区	55	中央区・相談支援室 ^{注9}			
			大阪市		重症心身障がい児者 医療コーディネイト事業室 ^{注10}			

※池田市、豊能町、能勢町は、令和5年度保健医療協議会での協議を踏まえ設定した団体となります。

- 注1 豊中市、豊中市医師会：共同して連携の拠点となります。
- 注2 門真市、門真市医師会：共同して連携の拠点となります。
- 注3 柏原市医師会、市立柏原病院：共同して連携の拠点となります。
- 注4 泉大津市医師会、府中病院、新仁会病院：共同して連携の拠点となります。
- 注5 和泉市医師会、府中病院、新仁会病院：共同して連携の拠点となります。
- 注6 高石市医師会、府中病院、新仁会病院：共同して連携の拠点となります。
- 注7 貝塚市医師会、貝塚市：共同して連携の拠点となります。
- 注8 泉佐野泉南医師会、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町：共同して連携の拠点となります。
- 注9 大阪市各区、相談支援室、大阪市(健康局)：共同して連携の拠点となります。
なお、各相談支援室は、地区医師会等に委託します。
- 注10 大阪市は、重症心身障がい児者医療コーディネイト事業室の業務を大阪発達総合療育センターに委託しています。当センターでは、大阪市内に住民登録があり、身体障がい者手帳1級又は2級に加え、療育手帳Aを交付された重症児者を対象として、業務を行っています。

2. 医療と介護の協議の場の結果等を踏まえた医療計画の修正点

③積極的医療機関

医療計画（第6章在宅医療）【抜粋】

【積極的医療機関】

- 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種間連携の支援を行う病院・診療所を、積極的医療機関として各圏域で設定しています。各圏域で設定した医療機関については、令和6年4月1日現在で293機関となっており、大阪府ホームページで一覧を掲載しています。



積極的医療機関のリストは別添のとおり（資料2-2）

3. 第8次大阪府医療計画（在宅医療）策定に向けた全体スケジュール

